

茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助要綱

（目的）

第1 この要綱は、高齢者等が行う地域活動（無償で行うボランティア活動を除く。）を支援することにより高齢者の居場所の創出及び社会参加を促進し、もって地域福祉の向上に資することを目的とする。

（補助対象団体）

第2 補助の対象となる団体は、第3に規定する事業を実施することができると認められる団体のうち、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 定款、規約、会則等による運営がなされている団体であること。
- (2) 構成員の数が5人以上であること。
- (3) 構成員の過半数の者が本市に住所を有していること。
- (4) 構成員の過半数の者が60歳以上であること。
- (5) 主に本市で活動している又は本市で活動を行う予定であること。

（補助対象事業）

第3 補助の対象となる事業は、団体の構成員である高齢者がある知識や経験を生かして行う地域活動（無償で行うボランティア活動を除く。）で、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 補助対象団体が新たに立ち上げる事業（補助対象団体の構成員の一部が分離独立して新たに立ち上げる事業を除く。）であること。
- (2) 地域の活性化又は社会若しくは地域の課題解決が図られるものであること。
- (3) 本補助金を受けた初年度の翌年度から起算して3年以上継続して実施される見込みがある事業であること。
- (4) 国又は地方公共団体から本補助金以外の補助金等の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第4 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費（補助金の交付を受けるものが消費税等の課税事業者の場合は消費税等を除く。）とする。ただし、交際費、食糧費等補助対象事業に直接関係しない経費を除く。

（補助金額）

第5 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、別表に定める額を上限とする。

2 この要綱による同一年度における1補助対象団体に対する補助の回数は、1回を限度とする。

3 この要綱による1補助対象団体に対する補助の回数は、4回を限度とする。

（募集）

第6 市長は、補助対象事業の募集に当たっては、事業の実施期間及び実施内容に関する条件、審査の方法及びその基準その他募集に関し必要な事項を定めた要領を作成し、公表するものとする。

（補助金の交付申請）

第7 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて11月30日までの指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款、規約又は会則
- (4) 構成員の名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助対象事業の審査）

第8 第7の規定による書類の提出があったときは、茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金交付事業審査委員会設置要綱（平成27年11月26日実施）第1に規定する審査委員会において補助金を交付する事業を審査するものとする。

（補助金の交付決定）

第9 市長は、第8の審査結果を踏まえ、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 第8の審査により、補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

3 第1項の規定により補助金の交付決定を受けた団体が、その翌年度以降に補助金の交付申請をした場合においては、第6に規定する要領に基づき第8に規定する審査委員会において審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知し、補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。ただし、第1項の規定による交付決定を受けた日から起算して3年を経過した日以後の最初の4月1日以降は申請することができない。

（補助金の交付請求）

第10 第9の補助金交付決定通知書を受けたものは、茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第11 市長は、第10の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を概算払により交付する。

(変更の申請等)

第12 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第7に準じて茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金交付変更承認申請書(様式第5号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第9に準じて決定の内容を変更し、茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金変更承認通知書(様式第6号)により申請者に通知する。

3 前項の補助金変更承認通知書を受けたものは、第10に準じて変更承認に係る補助金の交付を請求しなければならない。

(実績報告)

第13 補助金の交付の決定を受けたものは、当該年度の事業終了後、茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

(補助金額の確定等)

第14 市長は、第13の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の精算)

第15 第4の補助金確定通知書を受けたものは、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金精算追加分交付請求書(様式第9号)により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

(立入検査)

第16 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第17 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第18 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限等)

第19 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業により取得した財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間を経過したときは、この限りでない。

2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助の取消し等)

第20 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第21 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年11月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年6月7日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年6月14日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表（第5関係）

区分	上限額
初年度（1回目）	500,000円
2年目（2回目）	100,000円
3年目（3回目）	100,000円
4年目（4回目）	100,000円

様式第 1 号（第 7 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地

団 体 名

代表者名

⑩

※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金交付申請書

茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 申請者の区分 ※以下のいずれかにチェックをお願いします。

☐消費税等の課税事業者 ☐その他

4 添付書類

(1)

(2)

様式第 2 号（第 9 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者名 様

茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金は、次の条件を付けて、金 円（概算額）を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長 印

様式第 3 号（第 9 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者名 様

茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金については、次の理由により不交付とします。

不交付の理由

年 月 日

茨 木 市 長 印

様式第 4 号（第10関係）

年 月 日

（請求先） 茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名 ⑩

茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金額（概算額） 円

様式第 5 号（第12関係）

年 月 日

（申請先） 茨木市長

所 在 地

団 体 名

代表者名 ⑩

※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 補助対象事業 | |
| 2 | 変更内容 | |
| 3 | 変更理由 | |
| 4 | 変更前交付決定額（概算額） | 円 |
| 5 | 変更後交付申請額（概算額） | 円 |
| 6 | 差引増減額 | 円 |

様式第 6 号（第12関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者名 様

茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- 1
- 交 付 決 定 額（概算額）円
変 更 増 減 額 円
変更交付決定額（概算額）円

2

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第7号（第13関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

⑨

※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額（概算額） 円

3 補助金精算額 円

4 申請者の区分 ※以下のいずれかにチェックをお願いします。

☐消費税等の課税事業者 ☐その他

5 補助事業の成果

6 添付書類

(1)

(2)

様式第 8 号（第14関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者名 様

茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金実績
報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額（概算額） | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |
| 3 | 補助金差引額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長 印

様式第 9 号（第15関係）

年 月 日

（請求先） 茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名 ⑩

茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金精算追加分交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金
精算追加分を次のとおり請求します。

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 補助対象事業 | |
| 2 | 補助金交付決定額（概算額） | 円 |
| 3 | 補助金確定額 | 円 |
| 4 | 精算追加分請求額 | 円 |